

農林水産研究指導センター水産研究部
自家用電気工作物保安管理委託業務（長期継続契約）
仕様書

1 設備概要

（本館等）

受電設備容量 225KVA	受電電圧 6,600V	1 式
非常用発電機定格容量 90KVA,40KVA	定格電圧 220V	2 式

（飼育研究棟）

非常用発電機定格容量 200KVA	定格電圧 220V	1 式
-------------------	-----------	-----

（新施設）

受電設備容量 1070KVA	受電電圧 6,600V	1 式
非常用発電機定格容量 400KVA	定格電圧 6,600V	1 式

2 点検の種類

（本館・新施設共通・飼育研究棟）

- ・月次点検・施設運転中に点検・測定・試験を行う。 隔月 1 回
- ※ただし、絶縁監視装置を設置すること。設置しない場合は毎月実施すること。
- ・年次点検・施設の運転を停止し、精密な点検・測定・試験を行う。 年 1 回
- ・臨時点検・異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合に行う。 随時
- ・その他・・・法令上・設備維持管理上必要な全ての点検を行う。

※電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合は、直ちに応急処置並びに事故原因の探求・再発防止策を講じること。
なお、緊急時の連絡体制を明確にし、約 1 時間以内に対処すること。

3 事業場数の制限

契約期間中に換算件数の値が 33 件を超えないこと。

4 関係官庁等への各種報告届出書類等

法令に定められた全ての書類及び発注者が必要とする全て書類の作成・届出等を発注者に代わり行うこと。

5 その他

- ・発注者の承認なしに契約業務の再委託は行わないこと。
- ・保安管理業務を担当する職員は、電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- ・点検結果の報告書を点検実施月の翌月 15 日までに提出するとともに、記録を保存すること。
- ・電気事業法等関連法規を遵守すること。

6 契約期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで